参考資料１

三重県いじめ防止条例

１　策定の背景

◆ 平成 25 年２月、教育再生実行会議第１次提言
⇒「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」
「いじめ防止対策推進法」平成 25 年 9 月 28 日施行

◆法第１１条（いじめ防止基本方針）
平成２５年１０月　いじめの防止等のための基本的な方針の策定
⇩
平成２９年３月　いじめの防止等のための基本的な方針の改定

◆法第１２条（地方いじめ防止基本方針）※努力義務
平成２６年１月　三重県いじめ防止基本方針の策定
⇩
平成３１年３月　**三重県いじめ防止基本方針の改定**

◆平成３０年４月
三重県いじめ防止条例（以下「条例」という。）施行
本県の児童生徒の思いや願いを取り入れ、社会総がかりでいじめの問題の克服をめざした条例の制定

２　いじめ防止等に係る組織

◆法第１４条（いじめ問題対策連絡協議会）
平成２６年３月　三重県いじめ問題対策連絡協議会
【条例設置の連絡会議】
平成２６年３月　三重県いじめ対策審議会
【条例設置の調査審議機関】

３　条例の概要

【条例制定の目的や理念等】

第１条 条例の目的 ◆いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくることを目的にしています。

○いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長等に重大な影響を与えるなどのおそれがあることから、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念や基本となる事項などについて定めるとともに、県等の責務や県民等の役割を明らかにしています。

○いじめの防止等とは、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のことをいいます。

第２条 いじめとは ◆この条例において「いじめ」とは、児童生徒に対し一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為で、行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

○個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立って考えます。

○いじめにはインターネットを通じて行われるものを含みます。

○「物理的な影響」とは、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることです。

○「一定の人的関係」とは、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、学校の内外を問わず、塾やスポーツクラブ等で関わりのある仲間や集団などの関係をいいます。

第３条 基本理念 ◆児童生徒が安心して学習等の活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。 ◆いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響等、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めます。 ◆児童生徒がいじめの問題について理解を深め、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができるようになることを目指します。 ◆社会総がかりでいじめの問題を克服します。

○いじめは全ての児童生徒に関係する問題です。

○全ての児童生徒がいじめを行わず、行われているいじめを傍観しないことが大切です。

○児童生徒が一人ひとりの違いを理解し、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むことが大切です。

○いじめを受けた児童生徒の生命及び心身の保護が最も重要です。

第４条 いじめの禁止
◆児童生徒は、いじめを行ってはいけません。

○どんな理由があってもいじめは絶対に許されないことを理解することが大切です。

【大人の責務・役割】

第７条 学校及び学校の教職員の責務
◆児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処します。
◆全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図ります。
◆児童生徒が主体的かつ自主的に行ういじめの防止に関わる活動を支援します。
◆児童生徒や保護者に対し、いじめの防止等の重要性を理解してもらうための啓発等を行います。

○教職員の言動が児童生徒に大きな影響を与えることを認識することが大切です。
○児童生徒一人ひとりについて理解し、情報共有を図りながら、協力体制を構築することが大切です。
○相互に人権を尊重して、良好な人間関係が築けるよう、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培うことが重要です。

第８条 保護者の責務
◆監護する児童生徒に対し、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むとともに、規範意識を養うための指導等を行うように努めます。
◆監護する児童生徒の話を聞き、様子を見守り、いじめを受けた場合は、適切に保護します。
◆学校等が行ういじめの防止等のための措置に協力するように努めます。

○児童生徒は、保護者に話を聞いてもらい、見守ってもらいたいと願っています。
○家庭教育の自主性は変わらず尊重されます。

第９条 県民及び事業者の役割
◆児童生徒を見守り、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる環境づくりに努めます。
◆いじめを発見した場合やいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、学校やいじめの防止等に関係する機関等に情報を提供するように努めます。

○児童生徒は、地域において、見守ってもらいたいと願っています。
○いじめの防止等に関係する機関とは、教育委員会、児童相談所、警察、法務局等です 。

【三重県が行うこと】

第１８条 啓発活動
◆いじめの防止等のために必要な広報など、啓発活動を行います 。
◆いじめの防止等について理解を深め､社会総がかりでいじめの問題を克服するため、４月１１月をいじめ防止強化月間とします。

○いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談やいじめからの救済に関する制度をお知らせします。
○いじめの防止等の取組が社会総がかりで行われるよう、県はフォーラム等を開催し、啓発活動を進めます。

三重県いじめ防止条例

（目的）

第１条　この条例は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、並びに県等の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくることに寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　いじめ　児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

二　学校　県内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

三　児童生徒　学校に在籍する児童又は生徒をいう。

四　保護者　親権を行う者、未成年後見人及び児童生徒を現に監護する者をいう。

五　いじめの防止等　いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
六　事業者　営利又は非営利で事業を行う個人又は法人をいう。

（基本理念）
第３条　いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
２　いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを傍観することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。
３　いじめの防止等のための対策は、児童生徒が一人ひとりの違いを理解し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を育むことにより、いじめの問題について理解を深め、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができるようになることを旨として行われなければならない。
４　いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身の保護が最も重要であることを認識し、国、県、市町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。
（いじめの禁止）
第４条　児童生徒は、いじめを行ってはならない。

（県の責務）
第５条　県は、第３条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国、市町、学校の設置者その他の関係者と連携し、施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（学校の設置者の責務）
第６条　学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて他の学校の設置者又はその他の関係者と連携するものとする。

（学校及び学校の教職員の責務）
第７条　学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に大きな影響を与えることを認識し、児童生徒一人ひとりについての理解を深め、教職員間における情報の共有を図るとともに協力体制を構築し学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、児童生徒がいじめを受けてい

ると思われるときは適切かつ迅速に対処するものとする。

２　学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、相互に人権を尊重して良好な人間関係を築く素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図るものとする。

３　学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者と連携し、児童生徒がいじめを行わず、かついじめを傍観しないよう、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童生徒が主体的かつ自主的に行うものに対する支援を行うものとする。

４　学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者に対するいじめの防止等の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

（保護者の責務）

第８条　保護者は、その監護する児童生徒がいじめを行わず、かついじめを傍観しないよう、当該児童生徒に対し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を育むとともに、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

２　保護者は、その監護する児童生徒の話を聞くとともに様子を見守り、当該児童生徒がいじめを受けた場合は適切にいじめから保護するものとする。

３　保護者は、国、県、市町、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

（県民及び事業者の役割）

第９条　県民及び事業者は、その居住する又は事業を行う地域において児童生徒を見守り、学校、家庭その他の関係者と連携し、児童生徒が健やかに成長し安心して生活できる環境づくりに努めるものとする。

２　県民及び事業者は、いじめを発見した場合又はいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、県、市町、学校の設置者、その設置する学校又はいじめの防止等に関する機関若しくは団体に情報を提供するよう努めるものとする。

（児童生徒の役割）

第 10 条　児童生徒は、自らを大切にするとともに一人ひとりの違いを理解し、互いを尊重するよう努めるものとする。

２　児童生徒は、いじめを発見した場合又はいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校の教職員、家族又はいじめの防止等に関する機関若しくは団体に相談するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第 11 条　県は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（いじめ防止基本方針）

第 12 条　県は、法第十二条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下この条において「県いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

２　県は、いじめに関する状況の変化を踏まえて、必要があるときは県いじめ防止基本方針を変更するものとする。

３　県は、県いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは公表するものとする。

（学校いじめ防止基本方針）

第 13 条　学校は、法第十三条の規定に基づき、保護者、地域住民等の協力を得て、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下この条において「学校いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

２　学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付けるとともに、学校評価の結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図るよう努めるものとする。

３　学校は、学校いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは公表するものとする。

（いじめの防止等のための組織の活用）

第 14 条　県は、法第十四条第一項の規定に基づき設置する三重県いじめ問題対策連絡協議会における情報の交換及び研究の成果並びに同条第三項の規定に基づき設置する三重県いじめ対策審議会における調査及び研究の成果を、学校の設置者及びその設置する学校のいじめの防止等のための対策に活用できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（いじめの早期発見のための措置）

第 15 条　学校の設置者及びその設置する学校は、いじめを早期に発見し迅速に対応するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査、面談その他の必要な措置を講ずるとともに、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備するものとする。

２　県は、いじめの防止等に関する機関又は団体と連携し、児童生徒、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる体制を整備するものとする。

３　学校の設置者、学校、県、いじめの防止等に関する機関又は団体その他関係者は、前二項の規定によりいじめに関する通報及び相談を受けた場合は、いじめに関する通報又は相談を行った者その他関係者の個人情報を適切に保護するものとする。

（いじめの防止等のための人材の確保及び資質の向上）

第 16 条　県は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修の充実を通じた教職員の資質向上、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

第 17 条　県は、児童生徒及び保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発を行うものとする。この場合において、インターネットを通じて送信される情報、とりわけソーシャルネットワーキングサービス等を利用して送信等される情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他の特性を踏まえるものとする。

２　県は、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかの監視及びインターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制を整備するものとする。

３　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童生徒に対して、インターネットの正しく安全な利用方法、情報化社会において適正な活動を行う上で基本となる考え方及び態度の育成その他必要な教育を行うとともに、その保護者に対して必要な啓発を行うよう努めるものとする。

（啓発活動）

第 18 条　県は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす重大な影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談及びいじめからの救済に関する制度等について広報その他の啓発を行うものとする。

２　いじめの防止等に関する県民の理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、毎年 4 月及び 11 月をいじめ防止強化月間とする。

（学校相互間等の連携協力体制の整備）

第 19 条　県は、市町及び学校の設置者並びにいじめの防止等に関する機関及び団体と連携し、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を適切かつ迅速に行うことができるよう、学校相互間等の連携及び協力に関する体制を整備するものとする。

（重大事態への対処）

第 20 条　学校の設置者及びその設置する学校は、法第二十八条第一項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同条（学校にあっては、法第２９条第１項、法第３０条第１項、法第３１条第１項及び法第３２条第１項）に規定する調査及び報告を適切かつ迅速に行うものとする。

２　県は、児童生徒又はその保護者から、学校の設置者及びその設置する学校が前項に規定する調査及び報告を適切に実施しない等の相談等を受けた場合には、当該学校の設置者及びその設置する学校による調査及び報告が適切かつ迅速に実施されるよう、当該学校の設置者及びその設置する学校への情報の提供等を行うものとする。

（知事による対処）

第 21 条　知事は、重大事態に係る調査結果の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法の規定により調査を行うことができる。

（学校法人、国立大学法人、学校設置会社及び高等専門学校への協力）

第 22 条　県は、学校法人（私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第３条に規定する学校法人をいう。）、国立大学に附属して設置される学校を有する国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第２条第１項に規定する国立大学法人をいう。）、学校設置会社（構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第２項に規定する学校設置会社をいう。）及び高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。）の自主性を尊重し、必要に応じて、いじめの防止等のための対策に係る情報の提供その他の協力を行うものとする。

平成３０年４月１日施行